現物清算手数料体系の見直しに伴う「手数料に関する規則」の一部改正について

I.　改正趣旨

本年の新 NISA（少額投資非課税制度）の開始等を踏まえ、証券市場の活性化のための取組みとして、投資の小口化がさらに進展してくような場合にも清算参加者がより利用しやすい市場利用料金となるよう現物清算手数料体系の見直しを行うべく、「手数料に関する規則」について、別紙のとおり所要の改正を行う。

II. 改正概要

（備　考）

１．現物清算参加者の手数料

（１）指定金融市場における債券（新株予約権付社債券及び交換社債券を除く。）以外の有価証券の売買等に係る清算手数料

・ 債務引受件数に応じた手数料を廃止し、債務引受金額に応じた手数料に一本化する。

・ 債務引受金額に応じた清算手数料率は、当月の市場全体の債務引受金額に応じ、下表のとおり料率が低減する体系（市場全体の規模に応じたディスカウント）とする。

・第２条及び別表１清算手数料の算出の基準及び清算手数料率

月間の１営業日あたりの債務引受金額（片道）	清算手数料率
～　１　兆円　以下の部分	０．０７　ｂｐｓ
１　兆円超　～　２　兆円　以下の部分	０．０６８　ｂｐｓ
２　兆円超　～　２．５兆円　以下の部分	０．０５８　ｂｐｓ
２．５兆円超　～　３　兆円　以下の部分	０．０５４　ｂｐｓ
３　兆円超　～　４　兆円　以下の部分	０．０４９　ｂｐｓ
４　兆円超　～	０．０４４　ｂｐｓ

（２）現物清算資格に関する固定手数料

・ 現物清算資格について、固定手数料（月額１３万円）は廃止し、当月の債務引受状況に応じた固定手数料（月額５００万円）を導入する。

・ 当月の債務引受状況に応じた固定手数料は、債務引受件数シェアが３％超の現物清算参加者に適用する。ただし、債務引受単価が市場平均を上回る場合は除く。

・第２条の２及び別表２当月の債務引受状況に応じた固定手数料

（３）清算参加者に対する当面の間の措置

・ 現物清算参加者について、改正後の指定金融市場における債券（新株予約権付社債券及び交換社債券を除く。）以外の有価証券の売買等に係る清算手数料及び現物清算資格に係る固定手数料（ＥＴＦ設定・交換に係る債務引受を行った場合の月額５万円を除く。）の合計額が改正前の同手数料の合計額を上回る

・付則

場合は、当面の間、改正前の清算手数料及び固定手数料を適用する。	
２．指定証券金融会社である清算参加者の手数料 （１）貸借取引、品貸取引及び貸借取引又は品貸取引に係る本担保等の授受に係る清算手数料 ・ 債務引受件数に応じた手数料を廃止し、債務引受金額に応じた手数料（０．０１５ｂｐｓ）に一本化する。	・第２条及び別表１清算手数料の算出の基準及び清算手数料率

III. 施行日

２０２４年４月１日から施行する。

以　上

別紙

手数料に関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
（清算手数料） 第２条　（略） ２　前項に規定する清算手数料（月額）は、別表１に定めるとおりとする。 ３　前項の規定にかかわらず、当社は、当社の利益が損なわれない措置が講じられる場合に限り、当社が別に定めるところにより、一定の期間において、別表１に定める清算手数料率等の変更又は清算手数料の割戻しを行うことができる。この場合においては、あらかじめその旨を清算参加者に通知する。	（清算手数料） 第２条　（略） ２　前項に規定する清算手数料（月額）は、別表に定めるとおりとする。 ３　前項の規定にかかわらず、当社は、当社の利益が損なわれない措置が講じられる場合に限り、当社が別に定めるところにより、一定の期間において、別表に定める清算手数料率等の変更又は清算手数料の割戻しを行うことができる。この場合においては、あらかじめその旨を清算参加者に通知する。
（固定手数料） 第２条の２　（略） ２　前項に規定する固定手数料（月額）は、次の各号に掲げる清算参加者等について、当該各号に定める額とする。 （１）　現物清算資格を有する清算参加者 次のａ及びｂの合計額 ａ　別表２に定める当月の債務引受状況に応じた固定手数料の適用対象に該当する場合 ５００万円 ｂ　当月に業務方法書第４６条第１項第４号又は第５号に基づく債務の引受けが成立した場合 ５万円 （２）～（６）　（略）	（固定手数料） 第２条の２　（略） ２　前項に規定する固定手数料（月額）は、次の各号に掲げる清算参加者等について、当該各号に定める額とする。 （１）　現物清算資格を有する清算参加者 １３万円（ただし、当月に業務方法書第４６条第１項第４号又は第５号に基づく債務の引受けが成立した場合には、これに５万円を加算した額とする。） （新設） （新設） （２）～（６）　（略）
令和２年７月２７日改正付則 １～３　（略）	令和２年７月２７日改正付則 １～３　（略）

４　改正後の第２条の２第２項第４号の規定は、令和２年８月分以降当分の間、別表１に基づき算出される業務方法書第３条第２項第６号の２及び同項第６号の３に掲げる清算対象取引に係る清算手数料並びに商品取引債務引受業に係る手数料に関する規則別表に基づき算出される商品取引債務引受業に係る業務方法書第２条第１号及び第２号に掲げる清算対象取引に係る清算手数料の合計額が１０万円以下となる清算参加者には適用しないものとする。	４　改正後の第２条の２第２項第４号の規定は、令和２年８月分以降当分の間、別表に基づき算出される業務方法書第３条第２項第６号の２及び同項第６号の３に掲げる清算対象取引に係る清算手数料並びに商品取引債務引受業に係る手数料に関する規則別表に基づき算出される商品取引債務引受業に係る業務方法書第２条第１号及び第２号に掲げる清算対象取引に係る清算手数料の合計額が１０万円以下となる清算参加者には適用しないものとする。
令和３年９月２１日改正付則	令和３年９月２１日改正付則
１・２　（略）	１・２　（略）
３　改正後の第２条の２第２項第４号の規定は、令和３年９月分以降当分の間、別表１に基づき算出される業務方法書第３条第２項第５号、第６号の２及び第６号の３に掲げる清算対象取引（第５号に掲げる清算対象取引にあっては、商品指数に係るものに限る。）に係る清算手数料並びに商品取引債務引受業に係る手数料に関する規則別表に基づき算出される商品取引債務引受業に係る業務方法書第２条第１号及び第２号に掲げる清算対象取引に係る清算手数料の合計額が１０万円以下となる清算参加者には適用しないものとする。	３　改正後の第２条の２第２項第４号の規定は、令和３年９月分以降当分の間、別表に基づき算出される業務方法書第３条第２項第５号、第６号の２及び第６号の３に掲げる清算対象取引（第５号に掲げる清算対象取引にあっては、商品指数に係るものに限る。）に係る清算手数料並びに商品取引債務引受業に係る手数料に関する規則別表に基づき算出される商品取引債務引受業に係る業務方法書第２条第１号及び第２号に掲げる清算対象取引に係る清算手数料の合計額が１０万円以下となる清算参加者には適用しないものとする。
令和５年５月２９日改正付則	令和５年５月２９日改正付則
１・２　（略）	１・２　（略）
３　第２条の２第２項第２号の規定は、別表１に基づき算出される業務方法書第３条第２項第３号から第４号の２までに掲げる清算対象取引に係る清算手数料の合計額が１０万円以下となる清算参加者には適用しないものとする。	３　第２条の２第２項第２号の規定は、別表に基づき算出される業務方法書第３条第２項第３号から第４号の２までに掲げる清算対象取引に係る清算手数料の合計額が１０万円以下となる清算参加者には適用しないものとする。
付　　則	
１　この改正規定は、令和６年４月１日から施行する。	

２　改正後の別表１及び第２条の２第２項の規定にかかわらず、当分の間、一の現物清算参加者の清算手数料及び固定手数料について、改正後の別表１により算出される債券（新株予約権付社債券及び交換社債券を除く。以下同じ。）以外の有価証券に関する清算手数料及び第２条の２第２項第１号ａに定める固定手数料の合計額が、改正前の別表により算出される債券以外の有価証券に関する清算手数料及び第２条の２第２項第１号に定める固定手数料の合計額を上回る場合には、当該現物清算参加者に適用される債券以外の有価証券に関する清算手数料及び固定手数料は、なお従前の例による。

別表１

清算手数料の算出の基準及び清算手数料率

１　業務方法書第３条第２項第１号、第７号から第１０号まで、第１２号及び第１３号に掲げる取引並びに第２号に掲げる有価証券オプション取引の権利行使により成立する対象有価証券の売買に係る清算手数料の算出の基準及び清算手数料率は、次のとおりとする。

清算対象取引の区分		算出の基準	清算手数料率
業務方法書第３条第２項第１号、第１０号、第１２号及び第１３号に掲げる取	債券（新株予約権付社債券及び交換社債券を除く。）以外の有価証券	債務の引受けの額	ａに定める現物清算参加者の当該月（当該月の前月の末日（休業日に当たるときは、順次繰り上げる。以下この項において同じ。）の午後５時３０分より後を含み、当該月の末日の午後５時３０分より後を除く。ただし、私設取引システムにおいて成立した取引分については、当該月の初日（休業日に当たると

別表

清算手数料の算出の基準及び清算手数料率

１　業務方法書第３条第２項第１号、第７号から第１０号まで、第１２号及び第１３号に掲げる取引並びに第２号に掲げる有価証券オプション取引の権利行使により成立する対象有価証券の売買に係る清算手数料の算出の基準及び清算手数料率は、次のとおりとする。

清算対象取引の区分		算出の基準	清算手数料率
業務方法書第３条第２項第１号、第１０号、第１２号及び第１３号に掲げる取	債券（新株予約権付社債券及び交換社債券を除く。）以外の有価証券	債務の引受けの額	ａ　次の（ａ）及び（ｂ）に定める額の合計額。 （ａ）　業務方法書第３条第２項第１号及び第１０号に掲げる取引並びに第２号に掲げる有価証券オプション取引の権利行使により成立する対象有価証券の売買 当社が当該月（当該月の前月の末日（休業日に

引並びに第２号に掲げる有価証券オプション取引の権利行使により成立する対象有価証券の売買			きは、順次繰り下げる。）から起算して３営業日目を決済日とする取引が行われる時間を含み、当該月の末日から起算して４営業日目を決済日とする取引が行われる時間を除く。以下この項において同じ。）の債務引受額の合計額を基準として、ｂに定める清算手数料率とする。 ａ　現物清算参加者の当該月の債務引受額は、次の（ａ）及び（ｂ）に定める債務引受額の合計額とする。 （ａ）　業務方法書第３条第２項第１号及び第１０号に掲げる取引並びに第２号に掲げる有価証券オプション取引の権利行使により成立する対象有価証券の売買 当社が当該月に引き受けた債務の額（当該取引に係る有価証券の数量に約定値段を乗じた額とする。）並びに当該月に業務方法書第３条第２項第２号に掲げる有価証券オプション取引の権利行使及び権利行使の割当てにより成立した対象有価証券の売買代金の合計額 （ｂ）　現物清算参加者が行う業務方法書第３条第２項第１２号及び第１３号に掲げる取引 当社が月間に業務方法	引並びに第２号に掲げる有価証券オプション取引の権利行使により成立する対象有価証券の売買			当たるときは、順次繰り上げる。以下この項において同じ。）の午後５時３０分より後を含み、当該月の末日の午後５時３０分より後を除く。ただし、私設取引システムにおいて午後４時３０分以降に開始する市場において成立した取引分については、当該月の前月の末日の午後４時３０分より後を含み、当該月の末日の４時３０分より後を除く。以下この項において同じ。）に引き受けた債務の額（当該取引に係る有価証券の数量に約定値段を乗じた額とする。）並びに当該月に業務方法書第３条第２項第２号に掲げる有価証券オプション取引の権利行使及び権利行使の割当てにより成立した対象有価証券の売買代金（以下この項において「当該月の債務引受額等」という。）に万分の０.０４を乗じた額。 （ｂ）　現物清算参加者が行う業務方法書第３条第２項第１２号及び第１３号に掲げる取引 当社が月間に業務方法書第４６条第１項第４号及び第５号に基づいて引き受けた、次のイからニまでに掲げる債務の引受

			書第４６条第１項第４号及び第５号に基づいて引き受けた、次のイからニまでに掲げる債務の引受け額の合計額 イ　業務方法書第４５条の３第２項第１号ａに規定する金銭の支払債務 ロ　業務方法書第４５条の３第２項第１号ｂ（受益証券等申込者が金銭の支払債務のみを負う証券投資信託の設定に係るものを除く。）、同項第２号ａ及び同項第３号ａに規定する上場投資信託受益証券の引渡債務 ハ　業務方法書第４５条の３第２項第１号ａ及び同項第３号ｂに規定する上場投資信託構成銘柄の引渡債務 ニ　業務方法書第４５条の３第２項第３号ｃに規定する交換時残余変換口数の上場投資信託受益証券の引渡債務 ｂ　清算手数料率は、すべての現物清算参加者のａに定める当該月の債務引受額を合計した額の１営業日当たりの平均の額を２で除して得た額（以下この項において「日次市場債務引受額」という。）から次のイからへまでに定める額の合計額を日次市場債務引受額で除して得た値（少				け額の合計額（以下この項において「月間ＥＴＦ債務引受額」という。）に万分の０.０４を乗じた額。 イ　業務方法書第４５条の３第２項第１号ａに規定する金銭の支払債務 ロ　業務方法書第４５条の３第２項第１号ｂ（受益証券等申込者が金銭の支払債務のみを負う証券投資信託の設定に係るものを除く。）、同項第２号ａ及び同項第３号ａに規定する上場投資信託受益証券の引渡債務 ハ　業務方法書第４５条の３第２項第１号ａ及び同項第３号ｂに規定する上場投資信託構成銘柄の引渡債務 ニ　業務方法書第４５条の３第２項第３号ｃに規定する交換時残余変換口数の上場投資信託受益証券の引渡債務 ｂ　前ａの規定にかかわらず、すべての清算参加者の当該月の債務引受額等に月間ＥＴＦ債務引受額を合算した額が４０兆円を超える場合は、次のイからハまでに定める額の合計額とする。 イ　当該月の債務引受額等及び月間ＥＴＦ債務引受額の合算値のうち１兆円

			数点第九位を切り捨て）とする。 イ　日次市場債務引受額のうち１兆円以下の金額につき万分の０.０７を乗じた額 ロ　日次市場債務引受額のうち１兆円を超え２兆円以下の金額につき万分の０.０６８を乗じた額 ハ　日次市場債務引受額のうち２兆円を超え２.５兆円以下の金額につき万分の０.０５８を乗じた額 ニ　日次市場債務引受額のうち２.５兆円を超え３兆円以下の金額につき万分の０.０５４を乗じた額 ホ　日次市場債務引受額のうち３兆円を超え４兆円以下の金額につき万分の０.０４９を乗じた額 ヘ　日次市場債務引受額のうち４兆円を超える金額につき万分の０.０４４を乗じた額				以下の金額につき万分の０.０４を乗じた額 ロ　当該月の債務引受額等及び月間ＥＴＦ債務引受額の合算値のうち１兆円を超え３兆円以下の金額につき万分の０.０４を乗じた額に０.９７を乗じた額 ハ　当該月の債務引受額等及び月間ＥＴＦ債務引受額の合算値のうち３兆円を超える金額につき万分の０.０４を乗じた額に０.９５を乗じた額
		（削る）	（削る）		債務の引受けの件数		ａ　次の（ａ）及び（ｂ）に定める額の合計額。 （ａ）　業務方法書第３条第２項第１号及び第１０号に掲げる取引並びに第２号に掲げる有価証券オプション取引の権利行使により成立する対象有価証券の売買 当社が当該月に引き受けた債務の件数並びに当該月に業務方法書第３条

第２項第２号に掲げる有価証券オプション取引の権利行使及び権利行使の割当てにより成立した対象有価証券の売買の件数（以下この項において「当該月の債務引受件数等」という。）に２円８０銭を乗じた額。

（ｂ）　現物清算参加者が行う業務方法書第３条第２項第１２号及び第１３号に掲げる取引

当社が月間に業務方法書第４６条第１項第４号及び第５号に基づいて引き受けた、次のイからニまでに掲げる債務の件数の合計件数（以下この項において「月間ＥＴＦ債務引受件数」という。）に２円８０銭を乗じた額。

イ　業務方法書第４５条の３第２項第１号ａに規定する金銭の支払債務

ロ　業務方法書第４５条の３第２項第１号ｂ（受益証券等申込者が金銭の支払債務のみを負う証券投資信託の設定に係るものを除く。）、同項第２号ａ及び同項第３号ａに規定する上場投資信託受益証券の引渡債務

ハ　業務方法書第４５条の３第２項第１号ａ及び同項第３号ｂに規定する上場投資信託構成銘柄の引

								渡債務 ニ　業務方法書第４５条の３第２項第３号ｃに規定する交換時残余変換口数の上場投資信託受益証券の引渡債務 ｂ　前ａの規定にかかわらず、すべての清算参加者の当該月の債務引受額等に月間ＥＴＦ債務引受額を合算した額が４０兆円を超える場合は、次のイからヌまでに定める額の合計額とする。 イ　当該月の債務引受件数等及び月間ＥＴＦ債務引受件数の合算値のうち５０万件以下の件数につき２円８０銭を乗じた額 ロ　当該月の債務引受件数等及び月間ＥＴＦ債務引受件数の合算値のうち５０万件を超え２００万件以下の件数につき２円８０銭を乗じた額に０．９５を乗じた額 ハ　当該月の債務引受件数等及び月間ＥＴＦ債務引受件数の合算値のうち２００万件を超え４００万件以下の件数につき件数につき２円８０銭を乗じた額に０．９を乗じた額 ニ　当該月の債務引受件数等及び月間ＥＴＦ債務引受件数の合算値のうち４００万件を超え６００万件以下の件数につき２円

									８０銭を乗じた額に０．８を乗じた額 ホ　当該月の債務引受件数等及び月間ＥＴＦ債務引受件数の合算値のうち６００万件を超え９００万件以下の件数につき２円８０銭を乗じた額に０．７を乗じた額 ヘ　当該月の債務引受件数等及び月間ＥＴＦ債務引受件数の合算値のうち９００万件を超え１２００万件以下の件数につき２円８０銭を乗じた額に０．６を乗じた額 ト　当該月の債務引受件数等及び月間ＥＴＦ債務引受件数の合算値のうち１２００万件を超え３２００万件以下の件数につき２円８０銭を乗じた額に０．５を乗じた額 チ　当該月の債務引受件数等及び月間ＥＴＦ債務引受件数の合算値のうち３２００万件を超え５２００万件以下の件数につき２円８０銭を乗じた額に０．３５を乗じた額 リ　当該月の債務引受件数等及び月間ＥＴＦ債務引受件数の合算値のうち５２００万件を超え７２００万件以下の件数につき２円８０銭を乗じた額に０．２を乗じた額 ヌ　当該月の債務引受件数

	（略）		
業務方法書第３条第２項第７号から第９号までに掲げる取引（指定証券金融会社である清算参加者に限り適用する。）		債務の引受けの額	当社が当該月に引き受けた債務の額（有価証券の引渡債務にあっては、引渡しに係る有価証券の数量に指定証券金融会社が定める貸借値段を乗じた額とする。）に万分の０．０１５を乗じた額
		（削る）	（削る）

			等及び月間ＥＴＦ債務引受件数の合算値のうち７２００万件を超える件数につき２円８０銭を乗じた額に０．０５を乗じた額
	（略）		
業務方法書第３条第２項第７号から第９号までに掲げる取引（指定証券金融会社である清算参加者に限り適用する。）		債務の引受けの額	当社が当該月に引き受けた債務の額（有価証券の引渡債務にあっては、引渡しに係る有価証券の数量に指定証券金融会社が定める貸借値段を乗じた額とする。）に万分の０．０１３５を乗じた額
		債務の引受けの件数	当社が当該月に引き受けた債務の件数に２円８０銭を乗じた額。ただし、当該月の債務引受額等をすべての清算参加者について合算した額が４０兆円を超える場合は、次のイからヌまでに定める額の合計額とする。 イ　当該月に引き受けた債務の件数のうち５０万件以下の件数につき２円８０銭を乗じた額 ロ　当該月に引き受けた債務の件数のうち５０万件を超え２００万件以下の件数につき２円８０銭を乗じた額に０．９５を乗じた額 ハ　当該月に引き受けた債務の件数のうち２００万件を超え４００万件以下の件数につき２円８０銭を乗じた額に０．９を乗じ

							た額 ニ　当該月に引き受けた債務の件数のうち４００万件を超え６００万件以下の件数につき２円８０銭を乗じた額に０．８を乗じた額 ホ　当該月に引き受けた債務の件数のうち６００万件を超え９００万件以下の件数につき２円８０銭を乗じた額に０．７を乗じた額 ヘ　当該月に引き受けた債務の件数のうち９００万件を超え１２００万件以下の件数につき２円８０銭を乗じた額に０．６を乗じた額 ト　当該月に引き受けた債務の件数のうち１２００万件を超え３２００万件以下の件数につき２円８０銭を乗じた額に０．５を乗じた額 チ　当該月に引き受けた債務の件数のうち３２００万件を超え５２００万件以下の件数につき２円８０銭を乗じた額に０．３５を乗じた額 リ　当該月に引き受けた債務の件数のうち５２００万件を超え７２００万件以下の件数につき２円８０銭を乗じた額に０．２を乗じた額 ヌ　当該月に引き受けた債

（削る）

２　（略）

別表２
当月の債務引受状況に応じた固定手数料の適用対象

債務引受状況に応じた固定手数料は、次の（１）に定める現物清算参加者の債務引受件数シェアが３％超の現物清算参加者を適用対象とする。ただし、（２）ａに定める現物清算参加者の債務引受単価が同号ｂに定める市場債務引受単価を上回る現物清算参加者は除く。

（１）　現物清算参加者の債務引受件数シェア

現物清算参加者の債務引受件数シェアとは、次のａ及びｂに掲げる当該月の債務引受件数の総件数について、一の現物清算参加者の総件数がすべての現物清算参加者の総件数に占める割合とする。

ａ　業務方法書第３条第２項第１号及び第１０号に掲げる取引並びに第２号に掲げる有価証券オプション取引の権利行使により成立する対象有価証券の売買

当社が当該月に引き受けた債務の件数並びに当該月に業務方法書第３条第２項第２号に掲げる有価証券オプション取引の権利行使及び権利行使の割当てにより成立した対象有価証券の売買の合計件数

		務の件数のうち７２００万件を超える件数につき２円８０銭を乗じた額に０．０５を乗じた額

（注）　業務方法書第３条第２項第１２号及び第１３号に掲げる取引に関する上場投資信託構成銘柄の債務の引受けの件数は、上場投資信託構成銘柄の銘柄数をもとに算定する。

２　（略）

（新設）

ｂ　現物清算参加者が行う業務方法書第３条第２項第１２号及び第１３号に掲げる取引

当社が月間に業務方法書第４６条第１項第４号及び第５号に基づいて引き受けた、次のイからニまでに掲げる債務の件数の合計件数

イ　業務方法書第４５条の３第２項第１号ａに規定する金銭の支払債務

ロ　業務方法書第４５条の３第２項第１号ｂ（受益証券等申込者が金銭の支払債務のみを負う証券投資信託の設定に係るものを除く。）、第２号ａ及び第３号ａに規定する上場投資信託受益証券の引渡債務

ハ　業務方法書第４５条の３第２項第１号ａ及び第３号ｂに規定する上場投資信託構成銘柄の引渡債務

ニ　業務方法書第４５条の３第２項第３号ｃに規定する交換時残余変換口数の上場投資信託受益証券の引渡債務

（２）　現物清算参加者の債務引受単価等

ａ　現物清算参加者の債務引受単価

現物清算参加者の債務引受単価とは、一の現物清算参加者について、別表１の債券（新株予約権付社債券及び交換社債券を除く。）以外の有価証券に適用される清算手数料率の計算における当該月の債務引受額（以下「当該月の債務引受額」という。）を前号に定める債務引受の総件数で除して得た額とする。

ｂ　市場債務引受単価

市場債務引受単価とは、すべての現物清算参加者の当該月の債務引受額を合計した額を前号に定めるすべての現物清算参加者の債務引受の総件数で除して得た額とする。

（注）　業務方法書第３条第２項第１２号及び第１３号に掲げる取引に関する上場投資信託構成銘柄の債務の引受けの件数は、上場投資信託構成銘柄の銘柄数をもとに算定する。	